

平成 24 年度第 1 回違法伐採対策・合法木材普及推進委員会
議事概要

日時：2012（平成 24）年 7 月 9 日（月）14:30～16:40

場所：三会堂ビル 2 階 S 会議室（東京都港区赤坂）

議事：

① 平成 24 年度違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の運営について

事務局より、資料に基づき委員会の運営要領についての説明があった。「今年度は昨年度のような部会は作らないが、必要に応じて専門委員会を開催したい。」とのコメントがあった。

② 違法伐採対策・合法木材普及推進事業の実施状況について

事務局より、資料とスライドに基づき説明があった。

事業実施主体である林経研と FoE Japan からは、「時系列で比較できるよう、毎年アンケートを送るが、回答してくれるところも決まってきたり、実態が把握できるかという問題もある。信頼性の確保のために業界の自助努力が必要。」（林経研）、「イベント等への参加者の反応を見ると環境への関心は高いが、合法木材に対する認識はまだ低いようだ。合法木材の制度とそれ以外の制度の差別化が必要で今後の課題と思われる。」（FoE）との話しがあった。

[主な質疑・意見]

- 報告書には昨年度末の委員会ของときには出ていないような重要な指摘が載っている。今後は、委員会の中でこれらの情報の共有ができるとう良い。
- 合法木材取扱実績を見ると、国産材の取扱実績、割合は高いが、輸入材の合法木材の割合が少ないのはなぜか。
→輸入した合法木材の量と、実際に合法証明書をつけて販売した量との差がある。合法木材として販売できるものでも、客先からの要望がないため証明書をにつけないことが多い。
- 国産材と輸入材とで統計のとり方を変えたほうがよいのでは。
- 報告書では、合法木材と森林認証の違いについて、世の中では混乱があるようだ。今後はその対策が必要ではないか。

③ 平成 24 年度違法伐採対策・合法木材普及推進対策の進め方について

事務局より、資料に基づき本年度事業について概要説明があった。

[主な質疑・意見]

- 合法木材供給のシステムを動かしている主役は認定団体である。認定団体の協力無しにはうまく動いていかない。

- 認定団体によってかなり取組みの温度差がある。今までは、全木連が認定状況等の情報を吸い上げて公表していたが、予算が無くなってきたとき認定団体で自主的にどんな仕組みを作るか考えていかななくてはならない。
- 認定団体が事業者のものを取りまとめてチェックするという仕組みにしたかどうか。
- ルールを統一して同じものさしでチェックするようにしたほうがよい。

④ 合法木材の幅広い普及方法等の検討について

事務局から、資料にもとづき普及方法の検討案についての説明があった。

[主な質疑・意見]

- 専門委員会を作って普及定着の方策について具体的な検討をしようとしているが、そこでは実際の事業者からも意見を聞ける場にする必要がある。
- マークをつけるはなしは、この業界だけで回していこうとするような感じを受ける。今の仕組みでは、製品を見てもそれがどこの山から伐採されたものか分からない。
- 昨年度の報告書がこの委員会に渡されたからには、この報告書の結果をそのままにしておくわけにはいかない。
- 最終的な判断は認定団体がする。全国の認定団体の意思の統一が必要である。
- 海外調査の報告書の中でも示されているが、本格的にマークをつけようとするには、テクニカルな面でもハードルが高いのでは。消費者がこのような情報をどれくらい欲しているかは疑問である。木材業界の中でも、もっとこの機運を盛り上げてからでないといけないのでは。
- この問題が取り上げられた **G8** 各国は、輸入国での水際対策が主な対策となっていて、日本のように国内での証明制度で対策をしている国はない。日本だけがなぜ国産材の合法性を証明制度を作って普及する必要があるのか。
- 森林法を守ることはどこの国でも課題となっている。森林行政は、山の中まで管理しなければならないので大変なところがあるが関係する事業者が皆で協力して課題をクリアしていくことが必要。日本での合法木材証明制度の意味もそこにある。
- 海外に対して書類をもって証明制度を示せることで規範となる。海外にアピールするためにはまず国内の民間で合法証明制度をしっかりと定着させる必要がある。その意味では国産材の証明もしっかりやるべき。
- 民間も巻き込んで全体の供給量を増やさないと広がっていかない。需要があってはじめてラベリングすることもいきてくる。
- この制度は違法伐採を防ぐための制度であって、合法性を証明するための制度ではない。政府も海外に向けて積極的に **PR** して欲しい。 —了—